

雇用関係助成金を申請される事業主の方へ

実地調査への協力をお願いについて

雇用関係助成金については、多くの事業主の皆様にご利用いただいているところです。

雇用関係助成金については、適正な支給を推進する観点から、計画届（変更届）を提出いただいた事業所に対し、実地調査を実施しております。

対象となった事業主の皆様には、ご多忙なところ恐れ入りますが、調査にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

○計画届（変更届）等に基づいた、実施状況を確認するため、事前連絡なしに職員が訪問することがあります。

○実地調査に当たっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類等を状況に応じて確認させていただきます。（助成金対象者以外の全従業員分の書類、及び総勘定元帳等会計関係書類も含まれます。）

○事業主の方のみならず、従業員の方にもヒアリングをさせていただく場合があります。

○従業員の方に、電話でヒアリングをさせていただいたり、郵送等でアンケート調査をさせていただく場合があります。

不正受給について

偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。

・不正受給を行った事業主は、平成31年4月1日以降、新たに返還額の20%に相当する額が請求されます。また、既に支給した助成金は返還していただきます。

・不正が判明した場合、不支給とした日、支給を取り消した日から5年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。

・さらに、詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為があった場合、刑事告発をすることがあります。

●この調査とは別に、立入調査及び会計検査院が行う実地調査の対象となる場合があります。

厚生労働省・神奈川労働局